平成２９年（フ）第９２号
北海道北見市錦町610番地14　無加川荘、前住所北海道北見市とん田東町539番地１　夢ふうせんとんでん202号
債務者　豊島理紀緒
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
盛岡市津志田南２丁目14番20号、旧住所盛岡市黒川21地割32番地47
債務者　谷地　澄代
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３５５号
岩手県滝沢市中村51番地10　松原荘西１号、旧住所盛岡市黒石野１丁目20番21号
債務者　寺倉　明美
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３８４号
岩手県釜石市甲子町第８地割82番地２
債務者　桒原　裕一
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３８６号
盛岡市黒石野３丁目17番10号
債務者　安ケ平成恵
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３８８号
盛岡市加賀野１丁目４番15号
債務者　佐々木能典
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３９８号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第４地割361番地　イターナルＡ棟202
債務者　佐藤　雅通
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５８号
山形県酒田市光ケ丘４丁目９番10号、前住所山形県鶴岡市八色木字平田94番地
債務者　佐藤　一堅
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第９３号
福島県会津若松市門田町大字中野字大道西42番地の１、前住所愛知県常滑市樽水字三反田71番地の１　グリーンエイト　105号
債務者　菅野ルミ子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
群馬県藤岡市上大塚1749番地１　松本アパート１号棟
債務者　羽鳥　文雄
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１４０号
千葉県東金市南上宿30番地43　ベルテ東金101
債務者　小川登喜子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４号
千葉県銚子市春日町1076番地の３　市営住宅Ｃ－２号
債務者　川和田廣行
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２７２号
愛知県江南市村久野町南大門82番地
債務者　渡辺千代美（旧姓井野）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５５号
兵庫県姫路市飯田781番地アバンセ70　106号
債務者　澤田　遥菜（旧姓湯川）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第５６号
大阪市天王寺区堀越町８番３号南賀マンション202号
債務者　湯川　絢菜
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第６７８号
福岡県遠賀郡岡垣町大字手野162番地
債務者　繁冨　篤史（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７２８号
福岡県遠賀郡岡垣町山田峠１丁目８番10号　山田峠ハイツ102号
債務者　浦中　一治
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部